

令和8年度国民健康保険料の口座振替依頼書受付等に係る窓口業務等労働者派遣業務（単価契約）

仕様書

1 業務の概要

主に広島市国民健康保険加入時の手続き及び口座振替依頼書受付手続きに係る窓口での受付事務、システムへの入力及び国民健康保険事業に付随する事務補助業務を行う。

2 業務内容

業務内容は、次のとおりである。ただし、派遣場所の業務の状況により、いずれの業務を行うかに違いがある。業務内容の詳細は、契約後に説明をする。

また、業務は、繁忙期と閑散期があり、派遣場所により状況に違いがある。

- (1) 国民健康保険料口座振替依頼書等の收受、受付、申込者等との調整、国保システム等への入力、入力情報の確認に関する業務（対人折衝、申込者や金融機関等への架電・受電業務を含む）。
- (2) キャッシュカードを利用したモバイル端末機による口座振替登録の窓口での受付及び国保システム等への入力に関する業務（対人受付業務、端末機の操作を含む）。
- (3) 発注者が命ずる国民健康保険事業の事務補助（書類返戻者への架電業務、窓口での受付、国保システムへの入力・画面ハードコピー、届出書等の確認、郵便物の收受・送達、通知の封入・発送業務、書類整理・書類のコピー、データ入力・修正など）を行うこと。

3 派遣場所及び派遣期間等

派遣場所及び派遣期間等一覧表（別紙1）のとおり。

各派遣場所に1名を派遣することとし、派遣期間を通じて同一の者に従事させること。ただし、発注者の要望等による場合は、この限りではない。

また、派遣労働者を変更する場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。

4 指揮命令者

指揮命令者一覧表（別紙2）のとおり。

5 就業日

広島市の休日を守る条例（平成3年条例第49号）に規定する市の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）等）以外の日で、派遣先が指定する日とする。

（広島市の休日を守る条例に規定する市の休日には8月6日が含まれるので、留意すること。）

6 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間は、就業場所ごとに、原則、次のとおりとする。

就業場所	就業時間
本庁 健康福祉局保健部保険年金課	実働4時間の日 午前10時00分から午後3時00分まで 実働5時間の日 午前10時00分から午後4時00分まで
中区役所保険年金課	実働5時間の日 午前10時00分から午後4時00分まで
東区役所保険年金課	実働6時間の日 午前9時00分から午後4時00分まで
南区役所保険年金課	
安佐南区役所保険年金課	
佐伯区役所保険年金課	
西区役所保険年金課	実働5時間の日 午前9時30分から午後3時30分まで
安佐北区役所保険年金課	実働6時間の日 午前9時00分から午後4時00分まで
安芸区役所保険年金課	実働5時間の日 午前11時00分から午後5時00分まで

※就業時間の変更を希望する場合は、就業場所ごとに事前協議の上、指揮命令者の了承を得た場合は、変更することができるものとする。

- (2) 休憩時間は午前11時から午後2時までの間で指揮命令者が指示する1時間とし、窓口対応等によりこの時間に休憩がとれなかった場合は、窓口対応等の後、1時間の休憩をとることができる。休憩時間は、実働時間には含まれない。
- (3) 休憩室、更衣室、給食施設、駐輪場（利用に当たっては別途許可証発行手続が必要）については、職員等と共用するものとする。
- (4) 労働者派遣法第40条第2項に則り、派遣労働者に対し業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施する。なお発注者が行う研修日における就業時間は、午前9時00分から午後4時00分までの間で、発注者が指定する時間とする。

7 安全及び衛生

発注者及び受注者は、労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条から第47条の4までの規定により課された責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、発注者の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受注者の安全衛生に関する規定を適用する。

8 派遣元責任者

未定

9 派遣先責任者

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局保健部保険年金課 課長 辻下 光晴

TEL (082) 504-2159

10 派遣労働者からの苦情の処理

- (1) 苦情の申出を受ける者

派遣元責任者及び派遣先責任者に同じ

(2) 苦情処理方法、連携体制等

ア 派遣先責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 派遣元責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

ウ 派遣元責任者及び派遣先責任者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

11 当該契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 契約解除の事前の申入れ

発注者は、専ら発注者に起因する事由により、当該契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合は、受注者の合意を得るとともに、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

発注者及び受注者は、当該契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約解除を行った場合には、発注者の関連部署での就業をあっせんする等により、当該契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

ア 発注者は、発注者の責に帰すべき事由により当該契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、受注者が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、受注者がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、発注者による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより受注者が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日ま

での期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。

イ その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、発注者及び受注者の双方の責に帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 当該契約解除の理由の明示

発注者は、当該契約期間満了前に契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、当該契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにすることとする。

12 派遣元の厚生労働大臣の許可番号等

未定

13 派遣労働者の選定等

(1) 受注者は、次の要件を満たし、当該業務に適する派遣労働者を選任するものとする。

なお、派遣する労働者は常用型派遣労働者、登録型派遣労働者のいずれでも良い。

ア 電話応対又は窓口業務の経験がある者

イ パソコンに関する基本的な知識があり、パソコンの基本的な操作ができる者

ウ 発注者からの指示に従い、反復的かつ大量な事務処理を行うことができる者

エ 他の職員と円滑なコミュニケーションを図りながら意欲的に業務を遂行できる者

(2) 受注者は、契約締結後速やかに派遣労働者名簿を発注者に提出するものとし、当該名簿には、派遣労働者の氏名、性別、年齢、連絡先（電話番号）及び派遣労働者に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格の取得届の提出の有無（「無」の場合はその理由）等を記載するものとする。

また、受注者は、当該名簿の提出に合わせ、(1)に定める資格を証明するもの（各資格を証する書類の写し等）を提出するものとする。

(3) 受注者は、派遣労働者の交代を行う場合は、事前にその旨を発注者に通知するものとする。

- (4) 受注者は、派遣労働者が休暇、病気、けが等の理由により就業できない場合、業務に支障が生じないよう代替労働者の派遣を行うこととする。ただし、発注者が代替労働者の派遣を必要でないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) 発注者は、派遣労働者の事務能力又は業務態度について、指揮命令者が不相当と認めた場合には受注者と協議のうえ、当該派遣労働者を交代させることができるものとする。

14 服装等

受注者は、派遣労働者に受注者の名称及び本人の名字を記載した名札を着用させる。派遣労働者の服装については、市民の目に触れる職場であることに配慮し、清潔感のあるものとする（支給等はない）。

15 服務規律等

受注者は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

- (1) 派遣先の指揮命令者からの業務上の指示に従うこと。
- (2) 来庁者や電話の相手方に対して、礼儀正しく、親切丁寧に対応し、粗暴な言動をしないこと。
- (3) 個人のプライバシー保護に十分注意すること。
- (4) 職務の遂行を怠らないこと。
- (5) 事務机は、常に整理整頓するとともに来庁者等に不快な感じを与えないように努めること。

16 守秘義務の順守

派遣労働者は、業務履行中に知り得た特定個人情報及び業務上知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後も同様とする。

受注者は、派遣労働者を派遣するにあたって、事前に秘密保持に係る研修を派遣労働者全員に実施し、派遣労働者の同意のもと誓約書（別紙3）の提出を求め、受注者による誓約書とともに、発注者に提出することとする。

また、受注者は、その派遣労働者（その職を退いた後も含む）が本契約業務において知り得た情報及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び順守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

17 通勤災害

履行場所までの通勤災害等、発注者の責めに帰さない事故等については、受注者が責任を負うこととする。

18 報告事項

必要に応じて発注者と受注者が協議を行う際には、受注者が議事録を作成し発注者に提出すること。

19 資料等の提供

本業務の実施に当たり必要な資料及びパソコン等業務実施に必要な執務環境は発注者が提供する。受注者は、発注者から提供された資料及びデータを、この契約に基づく業務を処理する目的のみに用いるものとし、発注者の許可なくして複写又は複製してはならない。

また、受注者は業務終了後、発注者から提供されたすべての資料及びデータを発注者に返却すること。

20 欠勤・休暇等について

派遣労働者は、体調不良等により欠勤する場合、就業開始時間に間に合わない場合及び有給休暇を取得する場合等には、指揮命令者に対して申し出ること。

21 管理台帳の作成

受注者は、派遣元台帳を、発注者は派遣先管理台帳をそれぞれに作成し、派遣労働者ごとに記載するとともに、適正な管理を行わなければならない。

22 派遣元への通知

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第42条第3項の規定による受注者に対する通知は、業務実施月の翌月の5日（当該日が休日に該当する場合は、直近の開庁日）までに行うこととする。

23 派遣料金の支払い

- (1) 発注者は受注者に対して派遣料金を月額で支払うものとし、その金額は派遣労働者1人1時間当たりの単価に派遣労働者の実働時間を乗じて得た額とする。
- (2) 派遣料金には、通勤手当、労働保険及び社会保険料、諸経費を含むものとする。
- (3) 欠勤等により派遣労働者が当該契約業務に従事しなかった場合は支払わない。ただし、事前協議の上、代替日に勤務した場合は実働時間として換算する。

24 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

国民健康保険料の口座振替依頼書受付業務、入力・作成業務上発生したトラブルのうち、係員が対応する範囲。

（係員の対応する業務のうち、派遣労働者は対象外となる範囲は、情報提供書のとおり）

25 労使協定の対象となる派遣労働者に限るか否かの別

事業者決定後、派遣元事業者と派遣先の協議により決定する。

26 比較対象労働者にかかる情報提供及び契約変更について

労働者派遣法第26条第10項の規定により、比較対象労働者の待遇に関する情報に変更があった場合、派遣先は派遣元事業者に対して情報提供を行い、「派遣先均等・均衡方式」により派遣されている者について、比較労働者の賃金に増減が生じた場合は、労働者派遣法に基づき必要に応じて派遣元事業者と派遣先の協議のうえで契約変更を行うことができる。

27 その他

- (1) 受注者は労働者派遣法を遵守し、労働者派遣法に則った公正な待遇を確保すること。
- (2) 派遣労働者の交代を行う場合（この契約が終了する場合を含む）、交代前の派遣労働者は、交代する派遣労働者に対し、発注者が必要と認める期間、当該業務の引継ぎを行うものとする。
- (3) 受注者は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣すること。ただし、新規労働者を派遣する場合は、派遣開始後に加入基準を満たし次第、速やかに加入させること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者が協議してこれを定めるものとする。

派遣場所及び派遣期間等一覧表

派遣場所	実働時間及び派遣期間	派遣 人員	延派遣 時間
中区役所保険年金課 中区国泰寺町一丁目4番21号 電話(082)504-2555	2026年4月1日～2026年4月30日：6時間／日 2026年5月1日～2026年6月30日：5時間／日 2026年7月1日～2026年7月31日：6時間／日 2026年8月3日～2027年3月5日：5時間／日 2027年3月8日～2027年3月31日：6時間／日	1人	1,260 時間
東区役所保険年金課 東区東蟹屋町9番38号 電話(082)568-7711	2026年4月1日～2026年4月30日：6時間／日 2026年5月1日～2026年6月5日：5時間／日 2026年6月8日～2026年7月31日：6時間／日 2026年8月3日～2027年3月31日：5時間／日	1人	1,260 時間
南区役所保険年金課 南区皆実町一丁目5番44号 電話(082)250-8941		1人	1,260 時間
安佐南区役所保険年金課 安佐南区古市一丁目33番14号 電話(082)831-4929		1人	1,260 時間
西区役所保険年金課 西区福島町二丁目2番1号 電話(082)532-0933	2026年4月1日～2026年5月29日：6時間／日 2026年6月1日～2026年6月5日：5時間／日 2026年6月8日～2026年7月31日：6時間／日 2026年8月3日～2027年3月31日：5時間／日	1人	1,278 時間
安佐北区役所保険年金課 安佐北区可部四丁目13番13号 電話(082)819-3909	2026年4月1日～2026年5月29日：6時間／日 2026年6月1日～2026年6月5日：5時間／日 2026年6月8日～2026年7月31日：6時間／日 2026年8月3日～2027年3月5日：5時間／日 2027年3月8日～2027年3月31日：6時間／日	1人	1,295 時間
安芸区役所保険年金課 安芸区船越南三丁目4番36号	2026年4月1日～2027年3月31日：5時間／日	1人	1,200 時間

電話 (082)821-4910			
佐伯区役所保険年金課 佐伯区海老園二丁目5番28号 電話 (082)943-9712	2026年4月1日～2026年4月30日：6時間／日 2026年5月1日～2026年6月5日：5時間／日 2026年6月8日～2026年7月31日：6時間／日 2026年8月3日～2027年2月26日：5時間／日 2027年3月1日～2027年3月31日：6時間／日	1人	1,282 時間
本庁 健康福祉局保健部保険年金課 中区国泰寺町一丁目6番34号 電話(082)504-2159	2026年4月1日～2026年6月5日 2026年8月3日～2027年3月31日	4時間 ／日	1人
	2026年6月8日～2026年7月31日	5時間 ／日	2人
総合計時間数			11,288 時間

※新任者については、2026年4月2日に、別途指定する研修場所（広島市役所）で研修を受けるものとし、この日に限り、実働時間は3時間／日とする（研修時間も上記の延派遣時間に含まれる）。

また、当該新任者が派遣される場所における2026年4月1日の従事は発生しない。（延派遣時間から除く）

※延派遣時間が派遣先により異なる。また、派遣場所により就業時間が異なる。

※詳細は別添の日程表のとおり。

指揮命令者一覧表

名称	指揮命令者
中区役所	中区市民部保険年金課長
東区役所	東区市民部保険年金課長
南区役所	南区市民部保険年金課長
西区役所	西区市民部保険年金課長
安佐南区役所	安佐南区市民部保険年金課長
安佐北区役所	安佐北区市民部保険年金課長
安芸区役所	安芸区市民部保険年金課長
佐伯区役所	佐伯区市民部保険年金課長
広島市役所本庁舎	健康福祉局保健部保険年金課長

誓約書

私は、「令和8年度国民健康保険料の口座振替依頼書受付等に係る窓口業務等労働者派遣業務（単価契約）」に従事するに当たり、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 業務を遂行する過程で知り得た個人情報その他の秘密（書面により開示を許可された情報及び契約締結時において公知の情報を除く）を、契約期間中及び契約期間終了後においても、業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと。
- 2 業務を遂行する過程で知り得た情報を改ざん、滅失又はき損しないこと。
- 3 派遣先責任者の許可なく記録媒体へのデータの入出力、記録媒体の持ち出し、記録媒体の廃棄等を行わないこと。
- 4 派遣責任者の許可なく当該業務で使用する帳票の複写や内容の転記、利用端末の画面の撮影を行わないこと。
- 5 誤入力による影響を理解及び認識し、誤入力のないよう努めること。
- 6 派遣先責任者の許可なくスマートフォンやUSBメモリなどの機器を、派遣先の情報システム機器に接続しないこと。

令和 年 月 日

広島市長

(派遣労働者)

会社名

氏 名

人材派遣日程表(令和8年度)

区分	4月																			5月																			合計	合計時間																				
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日			9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
1 本庁	1	4	3	4			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		39	151				
2 中区	1	6	6	6			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		39	216				
3 東区	1	6	6	6			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		39	216				
4 南区	1	6	6	6			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		39	216				
5 西区	1	6	6	6			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		39	234				
6 安佐南区	1	6	6	6			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		39	216				
7 安佐北区	1	6	6	6			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		39	234				
8 安芸区	1	5	5	5			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		39	195				
9 佐伯区	1	6	6	6			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		39	216				
※↑:4/2研修予定(新任者対象)。よって、新任者が配置される区分は4/1の従事は行わない。																																						351	1894																					

区分	6月																			7月																			合計	合計時間																				
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日			9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
1 本庁	1	4	4	4	4	4			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		44	410		
2 中区	1	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		39	410		
3 東区	1	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		44	242		
4 南区	1	5	5	5	5	5			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		44	259		
5 西区	1	5	5	5	5	5			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		44	259		
6 安佐南区	1	5	5	5	5	5			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		44	259		
7 安佐北区	1	5	5	5	5	5			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		44	259		
8 安芸区	1	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		44	220		
9 佐伯区	1	5	5	5	5	5			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		44	259		
																																						435	2426																					

区分	8月																			9月																			合計	合計時間																				
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日			8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
1 本庁	1			4	4	4	4			4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		38	152		
2 中区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
3 東区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
4 南区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
5 西区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
6 安佐南区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
7 安佐北区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
8 安芸区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
9 佐伯区	1			5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		38	190		
																																						342	1672																					

区分	10月																			11月																			合計	合計時間																						
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日			8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
1 本庁	1	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		40	160
2 中区	1	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5																																				